

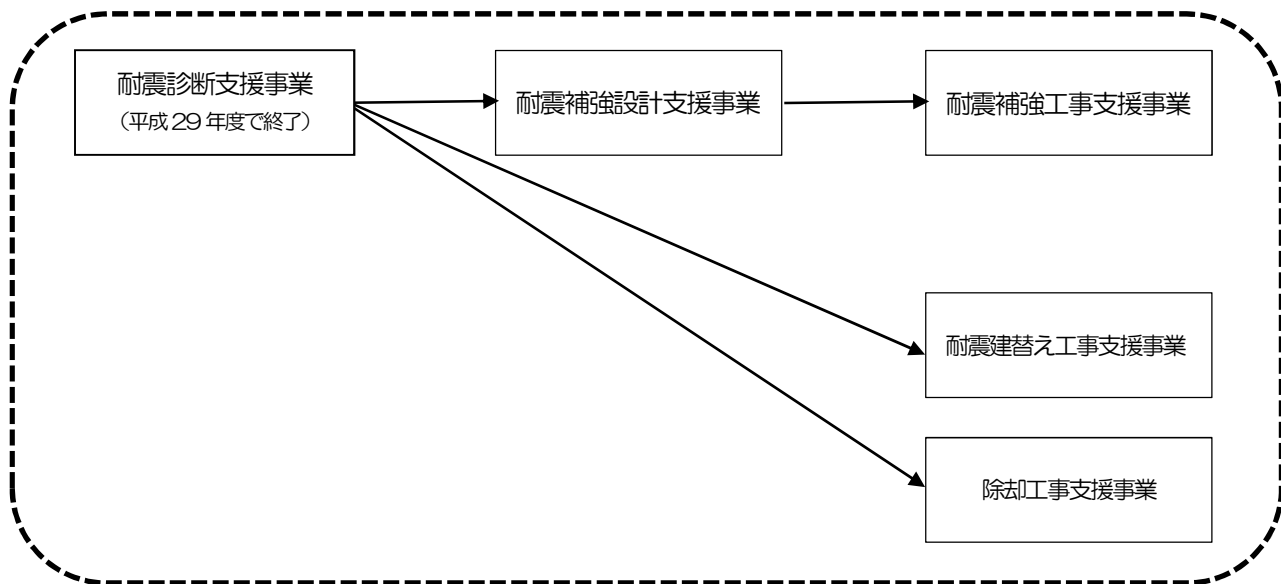


特定緊急輸送道路沿道建物の耐震化を支援します！

## ● 目的

地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とします。

## ● 事業体系図



## ● 主な事業対象要件

### 耐震補強設計支援事業

- ◆ 区の耐震診断支援事業（平成29年度で終了）を受けた建物
- ◆ 区内にある昭和56年5月31日以前に建築された建物
- ◆ 特定緊急輸送道路(日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部、2P参照)に敷地が接する建物
- ◆ 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物
- ◆ 区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、 $I_s$ 値(構造耐震指標の値)が0.6未満の建物
- ◆ 耐震診断結果について区指定の団体により確認を受けたもの
- ◆ 耐震補強設計を行った結果、 $I_s$ 値が0.6以上となる建物
- ◆ 耐震補強設計者は、東京都耐震化推進条例で定められた者
- ◆ 耐震補強設計について区指定の団体により評価を受けたもの
- ◆ 令和5年3月31日までに耐震補強設計を着手し、着手届を提出したもの

### 耐震補強工事支援事業

- ◆ 令和5年3月31日までに耐震補強工事を着工し、着手届を提出したもの

### 耐震建替え工事支援事業

※ 「耐震建替え工事」は、既存の建物を除却するとともに、当該建物の敷地に建物を新たに建築する工事をいいます。

- ◆ 区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、 $I_s$ 値が0.6未満の建物
- ◆ 耐震建替え工事後も耐震建替え工事前の建物の所有者が引き続き所有する建物
- ◆ 耐震建替え工事後の建物が、建築基準法その他の関係法令等に適合し、検査済証の交付を受けたもの
- ◆ 除却工事支援事業による補助金を受けていないもの
- ◆ 令和5年3月31日までに耐震建替え工事を着工し、着手届を提出したもの
- ◆ 密集住宅市街地整備促進事業の事業計画で、建替えに伴って拡張整備を行うものとして位置付けられた、現況幅員が6メートル未満の主要生活道路に接する敷地においては、耐震建替え工事後の建物が当該主要生活道路の道路中心線から3メートル以上後退しているもの。

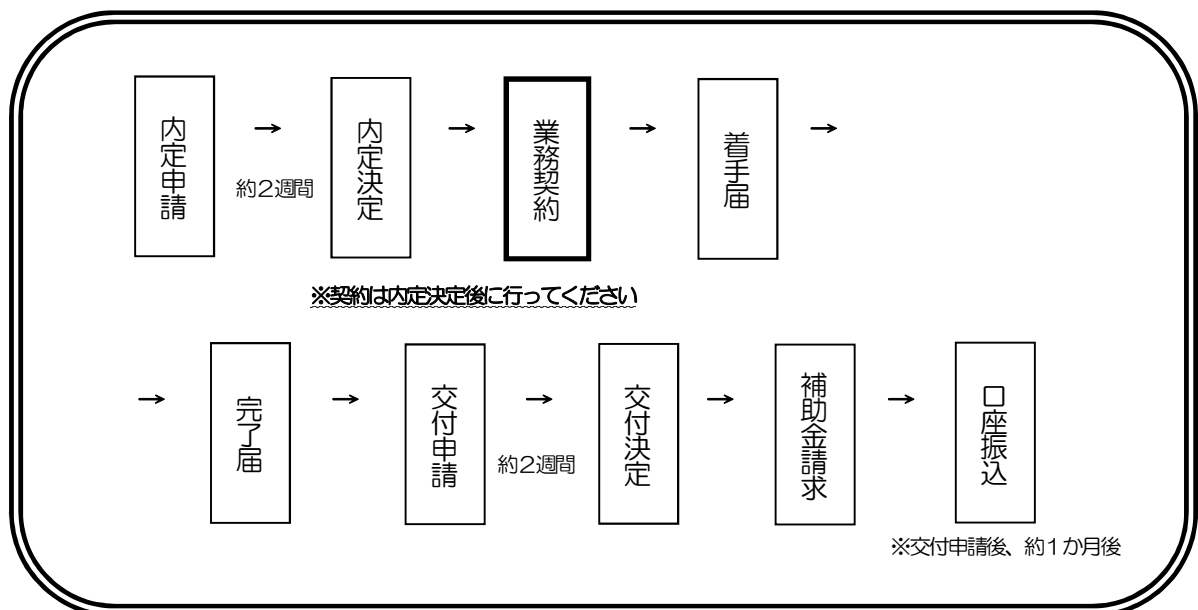
### 除却工事支援事業

- ◆ 区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、 $I_s$ 値が0.6未満の建物
  - ◆ 令和5年3月31日までに除却工事を着工し、着手届を提出したもの
- ※ 耐震建替え工事支援事業と除却工事支援事業の併用はできません。

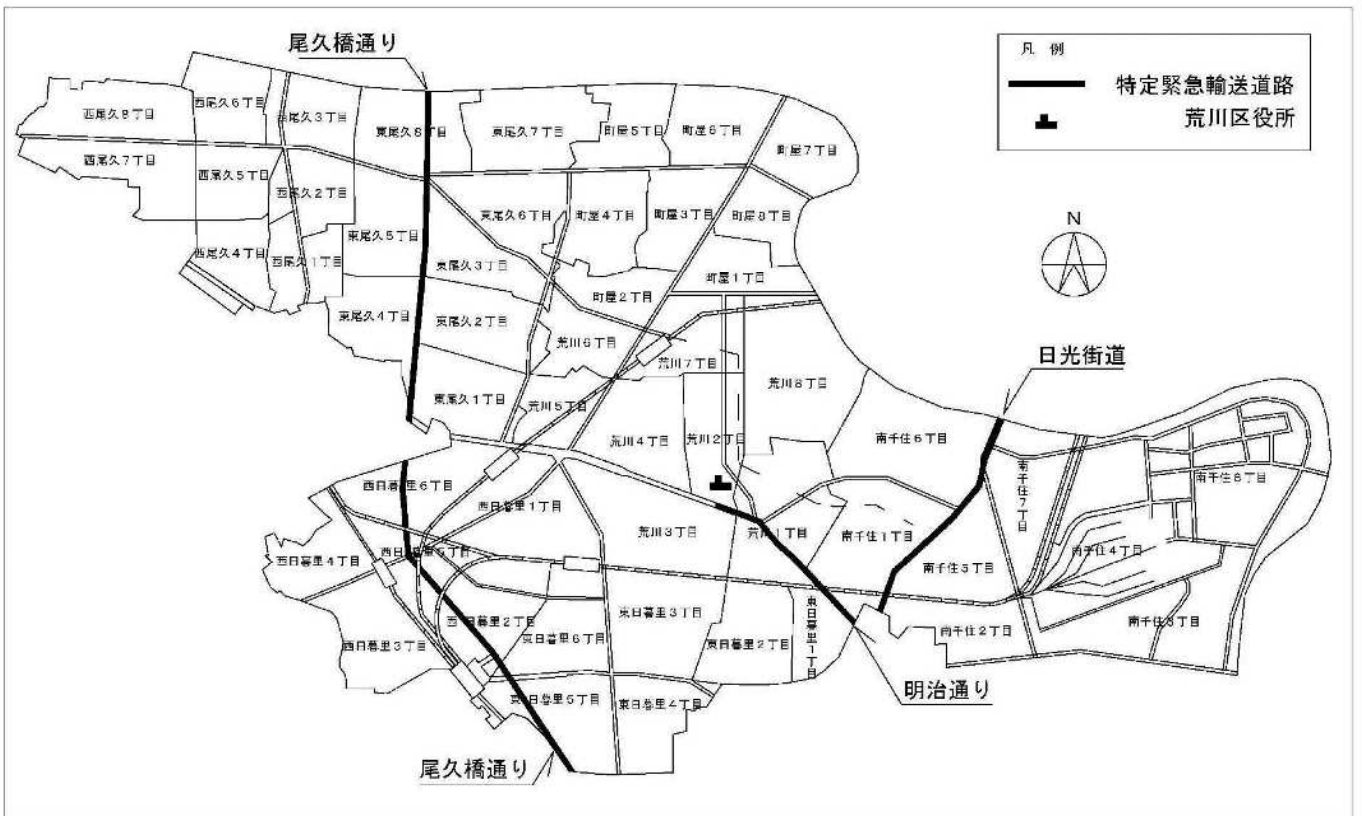
### ● 補助対象者

建物所有者（分譲マンションの場合は、管理組合又は区分所有者の代表者）

### ● 手続きの流れ



●特定緊急輸送道路路線図



●補助金一覧表

表1～3それぞれにしたがって算出した金額を合算した額を補助金額とします。

表1

事業	補助対象費用の限度額	補助率及び補助金額	
補強設計	①延べ面積1,000㎡以内の部分 5,000円/㎡	補助対象費用 600万円以内	補助対象費用×5/6
	②延べ面積1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分 3,500円/㎡	補助対象費用 600万円超	補助対象費用×1/2 +200万円
	③延べ面積2,000㎡を超える部分 2,000円/㎡		
補強工事・建替え工事	建築物の場合（1棟5億1,200万円まで） 延べ面積×51,200円/㎡	補助対象費用 3,000万円以内	補助対象費用×5/6
	マンションの場合（1棟5億200万円まで） 延べ面積×50,200円/㎡	補助対象費用 3,000万円を超え 6,000万円以内	補助対象費用×1/2 +1,000万円
	住宅の場合（1棟3億4,100万円まで） 延べ面積×34,100円/㎡	補助対象費用 6,000万円超	補助対象費用×1/3 +2,000万円
	免震工法等による場合 延べ面積×83,800円/㎡	ただし、延べ面積が5,000㎡を超える部分については、補助対象費用×1/6	
除却工事	建築物の場合（1棟5億1,200万円まで） 延べ面積×51,200円/㎡ マンションの場合（1棟5億200万円まで） 延べ面積×50,200円/㎡ 住宅の場合（1棟3億4,100万円まで） 延べ面積×34,100円/㎡	補助対象費用×1/3 （ただし、延べ面積が5,000㎡を越える部分については補助対象費用×1/6）	

表2

事業	補助対象費用の限度額	補助率及び補助金額	
補強設計	限度額なし	設計費が区の補助対象費用の限度額以内の場合	
		補助対象費用 1, 200万円以内	補助対象費用×1/6
		補助対象費用 1, 200万円超	補助対象費用×1/8 +50万円
		設計費が区の補助対象費用の限度額を超える場合 補助率：区補助金÷補助対象費用÷4と1/6 のうち低い率 補助金額：補助対象費用×補助率	
補強工事・建替え工事	耐震補強工事及び耐震建替え工事に係る補助対象費用の限度額は、次の各号に掲げる建物の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 (1) 次号及び第3号を除く建物 延べ面積に5万1, 200円/㎡(免震工法等を含む特殊な工法による場合にあつては、8万3, 800円/㎡。次号において同じ。)を乗じて得た額 (2) マンション 延べ面積に5万200円/㎡を乗じて得た額 (3) 住宅(マンションを除く。) 延べ面積に3万4, 100円/㎡を乗じて得た額	補助対象費用 6, 000万円以内	補助対象費用×1/15
		補助対象費用 6, 000万円超	補助対象費用×1/30 +200万円
除却工事	除却工事に係る補助対象費用の限度額は、次の各号に掲げる建物の区分に応じて、当該各号に定める額とする。 (1) 次号及び第3号を除く建物 延べ面積に5万1, 200円/㎡(免震工法等を含む特殊な工法による場合にあつては、8万3, 800円/㎡。次号において同じ。)を乗じて得た額 (2) マンション 延べ面積に5万200円/㎡を乗じて得た額 (3) 住宅(マンションを除く。) 延べ面積に3万4, 100円/㎡を乗じて得た額	補助対象費用×1/30	

表3 (耐震診断の結果I s値0.3未満かつ工事単価が標準単価を上回る場合)

事業	加算基礎額	補助金加算額
補強工事	建築物の場合(1棟7億6, 800万円まで) {(耐震補強工事費用単価と76, 800円を比較して低い額) - 51, 200円} × 延べ面積 マンションの場合(1棟7億5, 300万円まで) {(耐震補強工事費用単価と75, 300円を比較して低い額) - 50, 200円} × 延べ面積 住宅の場合(1棟5億1, 150万円まで) {(耐震補強工事費用単価と51, 150円を比較して低い額) - 34, 100円} × 延べ面積	加算基礎額×1/6+2千円

※補助対象費用は、補助対象費用の限度額と実際にかかった費用のうち低い方の額とします。

※補助金額は、千円未満切捨とします。

※免震工法等を含む特殊な工法による場合、対象外となります。

※ご希望により、耐震診断、耐震補強工事等を行う業者に補助金を直接支払う「委任払い」ができます。

●添付書類一覧表

申請書の種類	添付書類の種類
荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業補助金交付内定申請書	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建物の所有権及び建築年月日を証する書類（写）</li> <li>○見積書</li> <li>○工程表（概要）</li> <li>○現況写真（カラー）</li> <li>○代表者承諾書（建物の所有者が複数の場合）</li> <li>○法人現在事項全部証明書（写）（法人の場合）</li> <li>○管理組合の規約及び理事長であることを証する書類（分譲マンション管理組合の場合）</li> </ul> <p><b>【耐震補強設計の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断結果概要書（写）</li> <li>○設計者が耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者であることを証する書面（一級建築士免許証（写）等）</li> <li>○耐震補強設計を行う旨が記載された書面（分譲マンション管理組合の場合）</li> </ul> <p><b>【耐震補強工事の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震補強設計に関する評定書（写）</li> <li>○土地全部事項証明書又は土地の所有権を証する書類（写）</li> <li>○土地の所有者の承諾書（借地の場合）</li> <li>○工事に関する設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図等工事の内容が明示された書類）</li> <li>○耐震補強工事を行う旨が記載された書面（写）（分譲マンション管理組合の場合）</li> </ul> <p><b>【耐震建替え工事の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断結果概要書（写）</li> <li>○土地全部事項証明書又は土地の所有権を証する書類（写）</li> <li>○土地の所有者の承諾書（借地の場合）</li> <li>○工事に関する設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図）</li> <li>○耐震建替え工事を行う旨が記載された書面（分譲マンション管理組合の場合）</li> </ul> <p><b>【除却工事の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断結果概要書（写）</li> <li>○土地全部事項証明書又は土地の所有権を証する書類（写）</li> <li>○土地の所有者の承諾書（借地の場合）</li> <li>○除却工事を行う旨が記載された書面（写）（分譲マンション管理組合の場合）</li> </ul>
荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業全体設計承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工程表（年度ごとの出来高がわかるもの）</li> <li>○見積書（年度ごとの支払い額がわかるもの）</li> <li>○耐震診断結果概要書（写）</li> </ul>
荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業着手届	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約書（写）</li> <li>○工程表（年度ごとの出来高がわかるもの）</li> <li>○確認済証（建築物）（写）及び確認申請書（建築物）（写）（第一面から第五面まで）（耐震建替え工事の場合）</li> </ul>

<p>荒川区特定緊急輸送道路 沿道建物耐震化推進事業 完了届</p>	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○領収書又は事業費の精算が証明できる書類（写）</li> <li>○事業費の請求書（写）（受領委任の場合）</li> <li>○受領委任状（受領委任の場合）</li> </ul> <p><b>【耐震補強設計の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震補強設計に関する評定書（写）</li> <li>○耐震補強工事に関する設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図、構造図、構造計算書等工事の内容が明示された書類）</li> </ul> <p><b>【耐震補強工事の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事の状況（着手前・工事中・完了後）が把握できる写真（カラー）</li> </ul> <p><b>【耐震建替え工事の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事の状況（着手前・工事中・完了後）が把握できる写真（カラー）</li> <li>○検査済証（建築物）（写）</li> <li>○設計図書（案内図、配置図、平面図、立面図）</li> <li>○建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（写）</li> </ul> <p><b>【除却工事の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事の状況（着手前・工事中・完了後）が把握できる写真（カラー）</li> </ul>
--	---

※ 上記添付書類のほか、区長が特に必要と認めるもの。

〔令和3年4月作成〕

問合せ先 荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 住宅係  
電話3802-3111 内線2826